

公益社団法人唐津法人会 定款変更
新旧対照表

旧	新
第4章 総会 (招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとるものとする。 (議長) (議事録) 第15条 ～ 第18条 省略 第5章 役員 (役員の設置) 第19条 本会に次の役員を置く。 理事 20名以上40名以内 監事 2名 2～3 省略	第4章 総会 (招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 <u>2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が総会を招集する。</u> <u>3</u> 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 <u>4</u> 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとるものとする。 (議長) (議事録) 第15条 ～ 第18条 省略 第5章 役員 (役員の設置) 第19条 本会に次の役員を置く。 理事 20名以上40名以内 <u>監事 1名以上3名以内</u> 2～3 省略

公益社団法人唐津法人会 定款変更
新旧対照表

旧	新
(役員の選任)(役員の報酬) 第20条 ～ 第25条 省略 第6章 理事会 (構成) (決議) 第26条 ～ 第30条 省略 (議事録) 第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。 (常任理事会) 第32条 以下省略	(役員の選任)(役員の報酬) 第20条 ～ 第25条 省略 第6章 理事会 (構成) (決議) 第26条 ～ 第30条 省略 (議事録) 第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。 (常任理事会) 第32条 以下省略